平成２３年（フ）第４７１号
愛知県岡崎市大和町字西島64番地　エスポワール池端102
債務者　元村　立也
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５５７号
愛知県碧南市中山町２丁目24番地７
債務者　彦田　康則
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８１号
愛知県豊田市堤町平松75番地
債務者　石川美奈子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目256番地の９　カコイーストＢ―201号
債務者　森島　　勇
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３４号
群馬県太田市世良田町879番地５
債務者　小林千代子（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２４１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4015番地１　ハイツオガワ202
債務者　出浦　恵介
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第６０５号
埼玉県越谷市神明町２丁目310番地６
債務者　八尋　史織
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
新潟県長岡市才津南町391番地
債務者　川上　慎一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
新潟県柏崎市東原町22番地２　ガーデンハイツ東原町Ａ棟201
債務者　小松　　雅
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
岡山県倉敷市西阿知町新田11番地１　エストゥベンダⅡ203号
債務者　野村　広宣
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
北海道根室市宝林町２丁目39番地
債務者　黒川　好春
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１６３号
栃木県小山市大字羽川561番地21
債務者　中村　直子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２６８１号
横浜市栄区長沼町328番地１　ロイアルハイツ戸塚202号
債務者　工藤　芳輝
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９６３号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目24番11―103号
債務者　高本　理沙（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９９７号
横浜市港北区仲手原１丁目21番35号　トウデンハイム102
債務者　飯塚亜希子（旧姓元木・高桑）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０１９号
横浜市緑区十日市場町861番地２　第２グリーンハイム603号
債務者　大悲山直敏
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２５号
栃木県宇都宮市駅前通り２丁目３番12号ザ・ミレニアムタワー1203号、前住所茨城県那珂市菅谷940番地１　シティハイムＮＡＫＡ103号
債務者　立花　和馬
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時50分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係